

第2次

茨城町男女共同参画推進計画



平成28年3月

茨城町

はじめに

本町では、平成17年3月に「茨城町男女共同参画推進計画」を策定し、一人ひとりが個性と能力を活かしながら、あらゆる分野に参画できる「男女共同参画社会」の実現に向けた施策を進めてまいりました。

しかし、現在、少子高齢化の急速な進展に伴い、人口構造も大きく変化しており、人口減少問題や、不安定な雇用形態が問題視されている非正規雇用の増加、ライフスタイルの変化による就労環境の多様化など新たな問題も顕在化し、社会状況は目まぐるしく変化しております。

このように、急速に進む時代の変化に対応し、将来にわたり活力ある地域社会を継続させるためには、行政、地域社会、企業などが相互に連携しながら、地域の個性を活かした特色あるまちづくりを展開していく必要があります。

また、生産年齢人口が減少する中、労働に対する単なる人材の確保にとどめることなく、様々な価値観や創意工夫をもたらしつつ、地域力の維持強化を図っていく上で、社会に潜在する「女性の力」を十二分に発揮できる環境を醸成していくことが重要になっております。あらゆる場面における女性の参画が一層拡大し、性別に偏らない考え方が取り入れられることにより、社会が直面する課題を解決する人材の層が厚くなり、誰もが暮らしやすい社会に発展していくことが期待されています。

このような状況を踏まえ、本町において、更なる男女共同参画意識の醸成と、女性の活躍推進を図るため、この度、「第2次茨城町男女共同参画推進計画」を策定いたしました。

本町においても、子育てや介護における環境やひとり親世帯、高齢者、外国人など、生活に困難を抱える人々の状況も複雑かつ深刻化しており、様々な課題が山積しております。本計画の基本理念として掲げた「認め合い 心をつなぎ ともに歩む ～自分らしく生きるために～」というスローガンは、今、地域が抱える問題に対応し、誰もが安心と安全を実感できる、あたたかい地域社会の実現を目指したものです。本計画を推進することにより、町、住民、事業者それぞれが協働し、男女共同参画について理解を深め、これまで以上に男女が共に輝く社会づくりが広がっていくことを願っております。

結びに、本計画の策定に当たり、熱心な審議を重ね、計画策定にご尽力くださいました「茨城町男女共同参画推進計画審議会」の委員の皆様や関係者の皆様に対しまして、心から感謝申し上げます。

平成28年3月

茨城町長 小林 宣夫

目 次

第1部 計画策定の基本的な考え方

1 男女共同参画社会とは	1
2 計画の概要	
(1) 計画改定の趣旨	1
(2) 計画の性格と位置づけ	1
(3) 計画の期間	3
3 計画策定の背景	
(1) 国の動き	4
(2) 茨城県の動き	6
(3) 男女共同参画に関する社会情勢の変化と住民の意識	7
(4) 前計画の振り返り	10

第2部 基本計画

1 計画の基本理念	11
2 基本目標	12
3 計画の体系と施策の内容	
(1) 計画の体系	13
(2) 施策の内容	
基本目標1 男女共同参画社会をめざす意識づくり	14
・重点課題1 男女共同参画推進に向けた意識改革	16
・重点課題2 人権の尊重とあらゆる暴力の根絶	16
基本目標2 女性が活躍できる環境整備	18
・重点課題3 女性の職業生活における活躍促進	20
・重点課題4 女性のキャリア意識醸成	20
基本目標3 あらゆる場面における男女共同参画の促進	22
・重点課題5 家庭・地域生活における男女共同参画の推進	25
・重点課題6 労働の場における男女共同参画の推進	26
基本目標4 いきいき暮らせる社会づくり	27
・重点課題7 誰もが生涯を通じて健康で安心して暮らせる環境の整備	29
・重点課題8 高齢者・障がい者等への生活支援の充実	29

4 計画の推進体制

(1) 行政における推進体制の充実	31
(2) 計画の進行管理	31
(3) 事業所や地域との連携の強化	31
(4) 計画の年次進行スケジュール	32

参考資料	35
------------	----

第 1 部 計画策定の基本的な考え方

第1部 計画策定の基本的な考え方

1 男女共同参画社会とは

男性、女性という性による差別化に由来する固定観念や偏見を否定し、作られたイメージではなく、男女ともに個人として尊重され、その個性を活かしながら、政治的、経済的、社会的、文化的活動などあらゆる活動に参画することで、喜びや責任を分かち合うことができる社会のことです。

2 計画の概要

(1) 計画改定の趣旨

本町では「茨城町男女共同参画推進計画」（計画期間：平成17年から平成26年）に基づき、これまで様々な分野における施策を展開してきましたが、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、男女共同参画についての意識醸成や仕事と家庭生活の両立のための支援など、数多くの課題が残っています。

そのような状況を踏まえるとともに、急激な社会情勢の変化やライフスタイルの多様化に対応し、国や県における現在の計画を勘案した上で、総合的かつ横断的な施策の方向性を示す新たな計画の策定を行い、男女共同参画社会に向けた更なる取組を推進するために計画の改定を行うものです。

(2) 計画の性格と位置づけ

男女共同参画社会基本法の理念に基づく計画であり、国の第4次男女共同参画基本計画及び茨城県男女共同参画基本計画（第3次）を勘案し、本町が男女共同参画社会の実現に向け、基本目標を示し、具体的な施策を計画的に推進するための事業計画であり、本町における関連計画との整合性も踏まえて策定したものです。

また、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境整備を推進するために制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく市町村の基本計画としても位置づけるものとします。

本計画と関連計画等との関係

根拠法

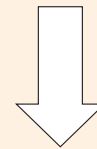
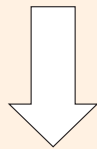
- 男女共同参画基本法（第14条）
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

国の計画

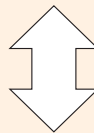
- 第4次男女共同参画基本計画

県の計画

- 茨城県男女共同参画基本計画（第3次）



第2次茨城町男女共同参画推進計画



【町における関連計画】

- ◆総合計画
- ◆子ども・子育て支援事業計画
- ◆健康増進計画
- ◆地域福祉計画・地域福祉活動計画
- ◆高齢者福祉計画・介護保険事業計画
- ◆障害者基本計画・障害者福祉計画
- ◆地域防災計画

等

(3) 計画の期間

平成28年度から平成37年度までの10年計画とします。

ただし、国、県の動向や施策の進捗管理を適正に行い、必要に応じてその状況と社会情勢による見直しを行うものとします。



3 計画策定の背景

(1) 国の動き

- 平成12年12月「男女共同参画社会基本法」制定及び「男女共同参画基本計画」策定
我が国初の法定計画である「男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の実現を確実に促進するための基本理念と重要目標が提示されました。

- 平成13年4月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV法）」策定
配偶者からの女性に対する暴力（ドメスティック・バイオレンス＝DV）に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図り、家庭内の暴力でも犯罪になることが明確にされました。

- 平成15年6月「女性のチャレンジ支援策」の公表及び「次世代育成支援対策推進法」制定
平成32年（2020年）までに、社会のあらゆる分野において指導的地位につく女性の割合が30%になることを目標とした女性のチャレンジ支援策が公表されるとともに、事業主の行動計画の策定等を義務付けた「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。

- 平成17年12月「男女共同参画基本計画（第2次）」策定
第1次基本計画の取組を評価・総括し、新たに政策・方針決定過程への女性の参画の拡大、女性のチャレンジ支援、仕事と家庭・地域生活の両立支援と働き方の見直し等の10項目が重点事項として設定されました。

- 平成19年7月「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
「仕事と生活の調和が実現した社会」を実現するため、企業や働く者、国民の効果的な取り組み、国や地方公共団体の施策等の方針が定められました。

■ 平成22年12月「男女共同参画基本計画（第3次）」策定

より実効性のある積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進や多様な生き方を可能とする社会システムの実現などが組み込まれました。

(重点分野に新たに5項目の追加)

- 1 男性，子どもにとっての男女共同参画
- 2 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援
- 3 高齢者，障がい者，外国人等が安心して暮らせる環境の整備
- 4 科学技術・学術分野における男女共同参画
- 5 地域，防災，環境その他の分野における男女共同参画の推進

■ 平成25年6月

日本経済の再生に向けた成長戦略「日本再興戦略」の中核に女性の活躍推進が位置付けられました。

また，男女共同参画白書においても，人口減少と少子高齢化にある国，地域，企業，世帯等あらゆるレベルで再び力強い成長の歩みを取り戻すためには，女性の活躍こそ原動力であり，成長戦略の中核であるとされました。

■ 平成27年8月「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」制定

働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が，その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために，女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や，女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、民間企業等）に義務付けられました。

(2) 茨城県の動き

■ 平成13年3月「茨城県男女共同参画推進条例」制定

条例の制定と同時に「茨城県男女共同参画審議会」の設置、推進体制等の整備が行われました。

■ 平成14年3月「茨城県男女共同参画基本計画」策定、「茨城県男女共同参画実施計画」策定

実効性のある施策の展開を推進するため、茨城県男女共同参画推進条例の基本理念を具現化した施策が組み込まれました。

■ 平成18年3月「茨城県男女共同参画実施計画」計画期間終了にともなう策定

■ 平成23年3月「茨城県男女共同参画基本計画（第2次）」策定

（新たな計画において改めて強調すべきとされた視点）

- 1 女性の更なる社会への参画促進
- 2 男女の生涯にわたる雇用・就業の支援
- 3 男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）
- 4 地域の課題解決のための実践的活動を通じた男女共同参画の推進
- 5 男性にとっての男女共同参画の推進
- 6 子どもの頃からの男女共同参画の理解促進

(3) 男女共同参画に関する社会情勢の変化と住民の意識

平成12年の「男女共同参画社会基本法」制定以降、法律や制度上における男女平等を取り巻く環境は大きく変化してきましたが、制度上の整備と現実との隔たりは大きく、女性に対する不平等な扱いや人権侵害が根強く残っている状況を払拭するには至っていません。

また、近年の人口減少問題や社会経済状況の急激な変化は、私たちの生活に大きな影響を及ぼしています。特に、人口減少の原因である少子化については、女性が仕事と家庭生活を両立させることが困難であることが一つの要因とされており、今後、持続性のある豊かな社会を築くためにも、男女共同参画の観点における実効性のある施策の展開が必要不可欠であると考えられます。

このような喫緊の課題がある中、平成27年2月に「茨城県男女共同参画社会県民意識調査」が行われました。

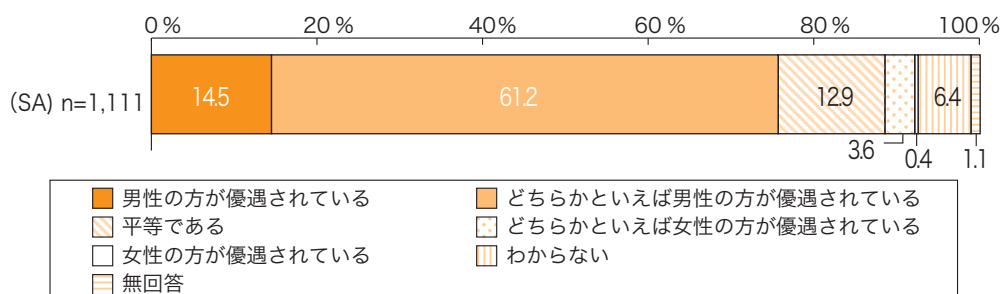
調査結果によると、今なお、男性より女性の方が、社会のさまざまな場面において男女の不公平を強く感じていることが分かります。「社会全体でみた男女の地位」において、「男性の方が優遇されている」との回答は女性の方が約1割多く、「男女の生き方や家庭生活などに関する考え、役割分担等」については、男性の回答は性別による役割分担意識が強い傾向にあることなど、男女間における意識や捉え方の相違が顕著に見られます。このことから、若い世代を中心とした女性の社会進出や男性への育児休業制度の拡充等が進んでいるものの、いまだ男女の差別化が根強く残っていることがうかがわれます。

また、行政に対しては、仕事と家庭生活との両立のための支援が強く求められています。「男女共同参画社会の実現に当たり行政に要望すること」では、男女とも「男女が共に働きやすい就業環境の整備」や「各種保育や介護サービスの充実など仕事と家庭生活等の両立支援」が非常に高い割合となっており、結婚、妊娠後も男女がともに働き、協力して生活を送ることを希望していると考察できます。



関連データより

■社会全体でみた男女の地位

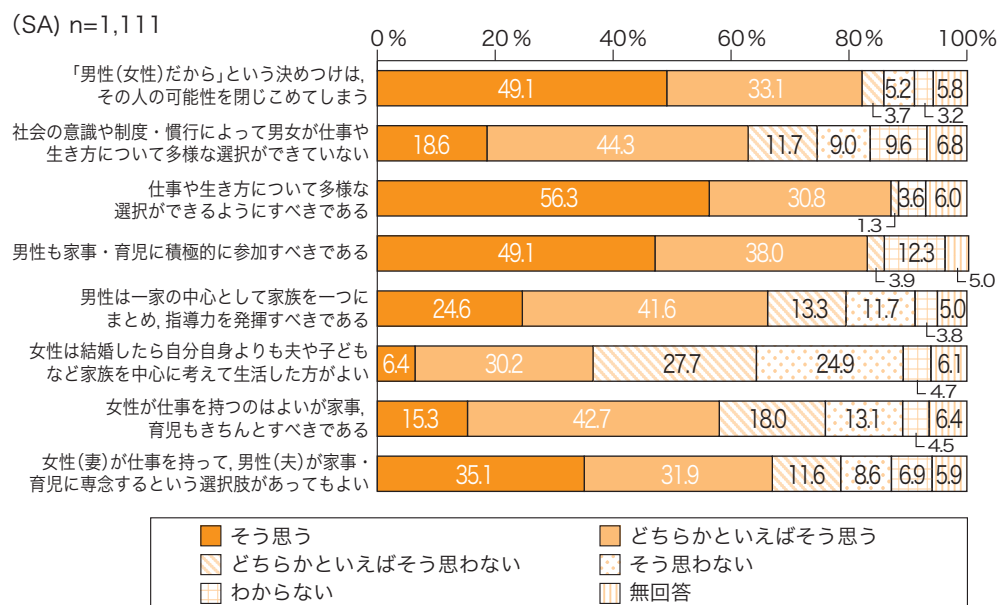


(参考)「男性のほうが優遇されている」または「どちらかというとも男性のほうが優遇されている」と回答した男性、女性別の割合

	男性	女性
男性の方が優遇されている	11.8%	16.7%
どちらかといえば男性の方が優遇されている	59.9%	62.5%

●出典：平成26年度 茨城県男女共同参画社会県民意識調査

■男女の生き方や家庭生活などに関する考え

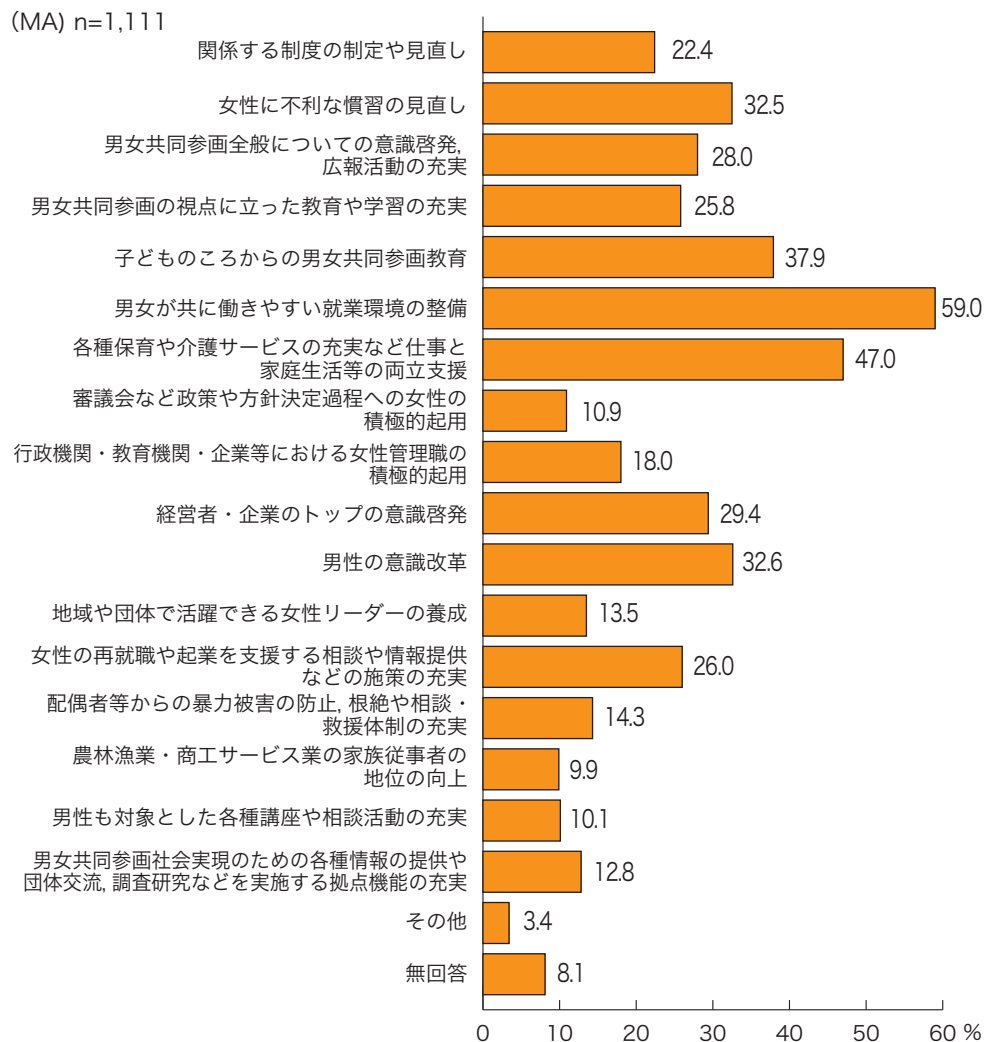


(参考)各分野の男女の地位で「男性のほうが優遇されている」または「どちらかというとも男性のほうが優遇されている」と回答した男性、女性別の割合

分 野	男 性	女 性
男性も家事・育児に積極的に参加すべきである	85.6%	88.8%
男性は一家の中心として家族を一つにまとめ、指導力を発揮すべきである	71.4%	61.9%
女性が仕事を持つのはよいが家事、育児もきちんとすべきである	60.5%	57.3%

●出典：平成26年度 茨城県男女共同参画社会県民意識調査

■男女共同参画社会の実現に当たって行政に要望すること



●出典：平成26年度 茨城県男女共同参画社会県民意識調査

(4) 前計画の振り返り

平成17年3月に策定した第1次計画である「茨城町男女共同参画推進計画」は5つの基本目標と15の重点課題を基に各分野において様々な施策を推進してきました。

基本目標ごとに考察すると、施策としては計画期間中に概ね実施されたという結果ではありますが、実際にその効果を感じるには至らず、長く社会の中で醸成されてきた意識を変えるには、今後も継続した取り組みを行うとともに、社会情勢の変化に応じた新たな取り組みも必要となります。



第2部 基本計画

第2部 基本計画

1 計画の基本理念

認め合い 心をつなぎ ともに歩む ～自分らしく生きるために～

男女共同参画社会として目指す茨城町のあるべき姿を基本理念として定め、この理念が実現する地域をめざし、本計画を策定し、計画に定める施策を実施します。

本計画を推進し、誰もが住みよい男女共同参画社会を築くためには、住民や企業、行政が男女共同参画について理解し、家庭や学校、地域、職場において、それぞれが主体となって行動することが重要になります。

家庭では…

「みんなで協力！」

家事や育児、介護は家族にとって大切なことです。

家族みんなで分担してこそ、それぞれの生き方が広がり、充実した人生を送ることが出来ます。

学校や地域では…

「お互いを認め合う！」

固定的な役割分担意識にとらわれず、それぞれの慣習や慣行を見直すことで、男女や世代の区分なく、お互いを尊重しましょう。

それぞれの個性を認めることで、信頼関係が築かれ、人と人との絆がより強くなります。

職場では…

「活気のある職場環境を目指して！」

採用条件や昇進、賃金などの男女格差をなくすことで、女性の活躍する場が広がります。

男女のバランスがとれた職場環境は、多様な視点による取り組みができ、活気に満ち、職場の元気に繋がります。

2 基本目標

男女共同参画社会の理念に基づき、効果的な啓発により男女共同参画の意識を高め、男女それぞれの考え方を社会のあらゆる分野に活かし、お互いに活躍できる場を創出することで、女性の活躍を促進させ、人口減少が懸念される地域においても地域社会の活性化に繋がっていきます。

また、仕事や家庭、地域活動の調和を図ることで、一人ひとりが多様な生き方を選択でき、生きがいを持った豊かな生活を送ることができます。

この基本概念による4つの目標を柱として、それぞれの施策を推進し、基本理念の実現を目指します。

基本目標1 男女共同参画社会をめざす意識づくり

基本目標2 女性が活躍できる環境整備

基本目標3 あらゆる場面における男女共同参画の促進

基本目標4 いきいき暮らせる社会づくり



3 計画の体系と施策の内容

(1) 計画の体系

基本理念	基本目標	重点課題	施 策
認め合い心をつなぎともに歩む く自分らしく生きるためにく	1 男女共同参画社会をめざす意識づくり	1 男女共同参画推進に向けた意識改革	(1) 総合的な男女共同参画の推進 (2) 学校における男女共同参画に関する教育・学習機会の充実 (3) 固定的な役割分担意識にとらわれない啓発の推進
		2 人権の尊重とあらゆる暴力の根絶	(1) 人権を尊重する意識づくりの推進 (2) 暴力の未然防止のための意識啓発と相談体制の確立
	2 女性が活躍できる環境整備	3 女性の職業生活における活躍促進	(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 (2) 女性の継続した就業の支援
		4 女性のキャリア意識醸成	(1) ポジティブ・アクションの促進 (2) 女性リーダー育成の促進
	3 あらゆる場面における男女共同参画の促進	5 家庭・地域生活における男女共同参画の推進	(1) 多様な子育て支援サービスの提供 (2) 男性の家事や育児への参加促進 (3) 女性の視点を活かした地域活動の推進
		6 労働の場における男女共同参画の推進	(1) 仕事と育児・介護の両立支援 (2) 農業や商業等に携わる女性の家内就労環境改善の促進
	4 いきいき暮らせる社会づくり	7 誰もが生涯を通じて健康で安心して暮らせる環境の整備	(1) 性差を踏まえた健康支援と意識啓発の推進 (2) 生涯学習環境の整備と学習機会の確保
		8 高齢者・障がい者等への生活支援の充実	(1) 高齢者が安心して暮らせる介護サービスと介護予防、地域ケアの充実 (2) 障がい者が自立して暮らすことのできる支援体制の整備 (3) 多文化共生の環境づくり

(2) 施策の内容

基本目標 1

男女共同参画社会をめざす意識づくり

現状と課題

男女共同参画社会に向けた取り組みが進み、女性の社会進出や家族内での家事や介護の分担など、男女平等の意識が浸透しつつありますが、男性より女性の方が、社会の様々な場面において男女の不公平を強く感じており、また男性は性別役割分担意識^{※1}が強い傾向にあるなど、男女間における意識や捉え方の相違が顕著に見られます。

このように未だ根強く残っている男女間の格差が、多様な生き方の選択や能力発揮の大きな阻害要因となっていることから、様々な機会を活用した男女共同参画意識の醸成のための取り組みが重要となってきます。

また、配偶者からの暴力、ストーカー行為などの暴力行為は重大な人権侵害行為であり、深刻な社会問題です。あらゆる暴力を根絶するため、暴力を容認しない社会風土の醸成のための広報・啓発活動を行うと同時に被害者の救済支援の周知を強化する必要があります。



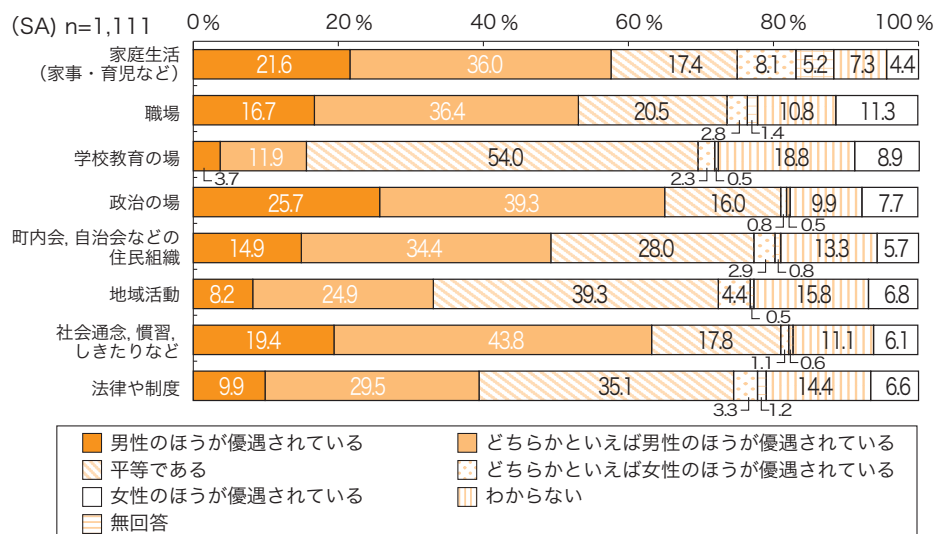
施策の方向性

- ◆性別による固定的な役割分担意識を解消するため、家庭や地域など、様々な場を活用した意識啓発や社会教育における学習の機会の提供に取り組みます。
- ◆次代を担う児童期、青年期からの男女平等意識の醸成を行います。
- ◆お互いを認め合うことで一人ひとりの人権を尊重するとともに、異性に対するあらゆる暴力の排除に向けた啓発を行います。

※1 性別役割分担意識：「男は仕事、女は家庭」というように、性別を理由として役割を固定的に決めつけてしまう考え方

関連データより

■各分野の男女の地位



『学校教育の場』については、平等感が高いものの、『家庭生活(家事・育児など)』、『政治の場』・『社会通念, 慣習, しきたりなど』では、「男性の方が優遇されている」と感じている割合が6割前後と高くなっています。

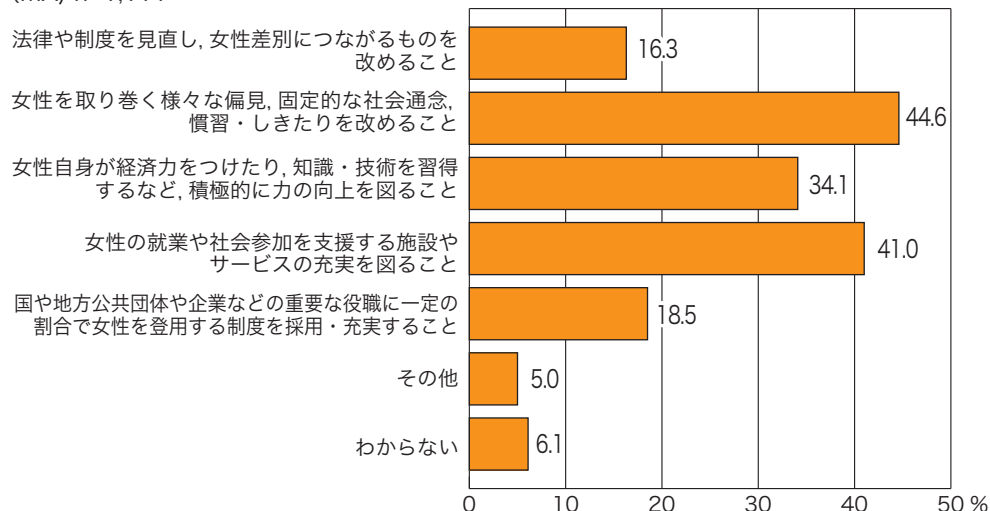
(参考)各分野の男女の地位で「男性のほうが優遇されている」または「どちらかというとも男性のほうが優遇されている」と回答した男性、女性別の割合

分 野	男 性	女 性
家庭生活(家事・育児など)	51.9%	64.5%
職場	50.1%	56.1%
政治の場	59.3%	69.7%
社会通念, 慣習, しきたりなど	63.7%	63.0%

●出典：平成26年度 茨城県男女共同参画社会県民意識調査

■平等になるために重要なこと

(MA) n=1,111



●出典：平成26年度 茨城県男女共同参画社会県民意識調査

重点課題 1**男女共同参画推進に向けた意識改革**

	施 策	主な取り組み
1	総合的な男女共同参画の推進	「男女共同参画推進月間」に併せた図書館における関連書籍の展示
		町広報紙及びホームページ等，様々な媒体を活用した啓発
2	学校における男女共同参画に関する教育・学習機会の充実	小中学校における男女共同参画啓発授業の実施
		小中学校の教職員に対する男女共同参画の理解促進のための研修会の実施
3	固定的な役割分担意識にとらわれない啓発の推進	地域等における男女共同参画に関する「ふるさと出前講座」の開設
		各種団体向けの啓発事業の実施

重点課題 2**人権の尊重とあらゆる暴力の根絶**

	施 策	主な取り組み
1	人権を尊重する意識づくりの推進	人権教育の推進
		啓発用冊子の作成
2	暴力の未然防止のための意識啓発と相談体制の確立	意識啓発に関する講演会の開催
		被害者の相談や支援等対応マニュアルの整備と情報提供の充実
		「女性に対する暴力をなくす運動」期間における啓発事業の実施

目標数値

- ◆小中学校の教職員に対する男女共同参画の理解促進のための研修会の実施
年 1 回（H26現状：数値なし）
- ◆町各種団体への男女共同参画啓発の実施
各団体年 1 回（H26現状：数値なし）
- ◆暴力被害者相談窓口の認知度
100%（H26現状：数値なし）
- ◆男女共同参画及び配偶者暴力等防止啓発事業の実施
年 4 回（H26現状：1 回）

現状と課題

近年、女性の就業率は上昇してきているものの、就業を希望しているにもかかわらず育児や介護を理由に働けない女性の割合は大きく、また、出産や育児を理由に離職する女性も依然として少なくありません。

働き続けたいという希望があるにもかかわらず、家庭生活の事情により就業の継続を断念するという選択をしなくてもすむよう、育児、介護などのライフイベントに対応した支援の強化を図り、女性が継続して就業できる環境の整備が大きな課題です。

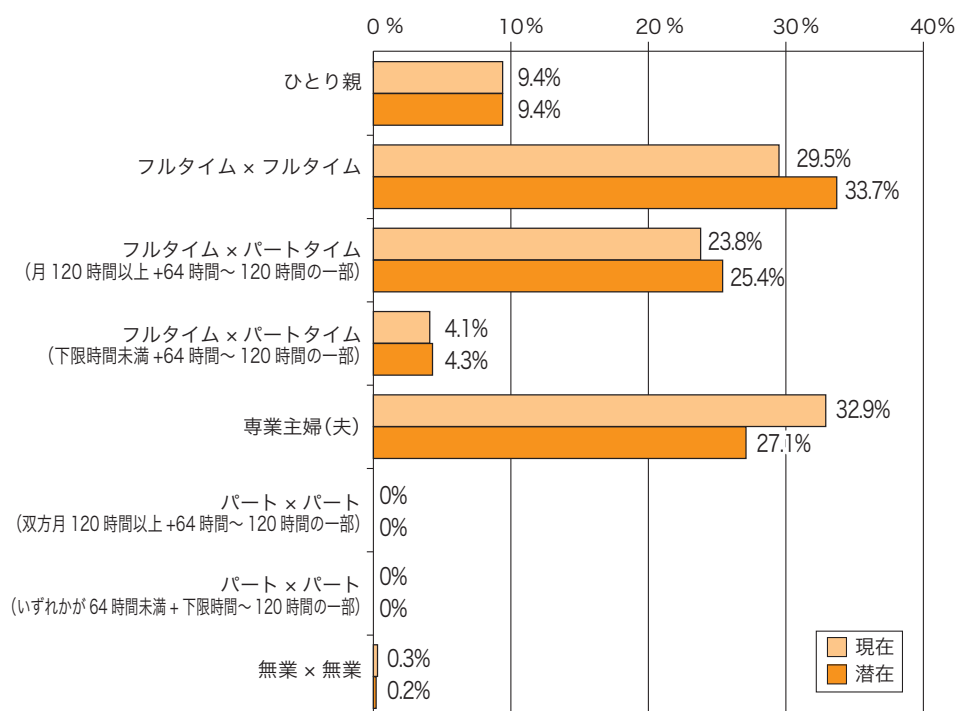
また、職業生活においても固定的な観念が弊害となり、女性の個性や可能性が十分に発揮されているとはいえず、「最大の潜在力」とされている女性の力を最大限に活かすことができるよう更に推進していく必要があります。

施策の方向性

- ◆女性が自らの意思により就業や地域活動など、社会においてその個性と能力を十分に発揮するための環境を整えます。
- ◆働く場面においても性別による固定的な差別がなく女性が積極的に活躍できるよう、多様化しているニーズに対応した支援を行います。

関連データより

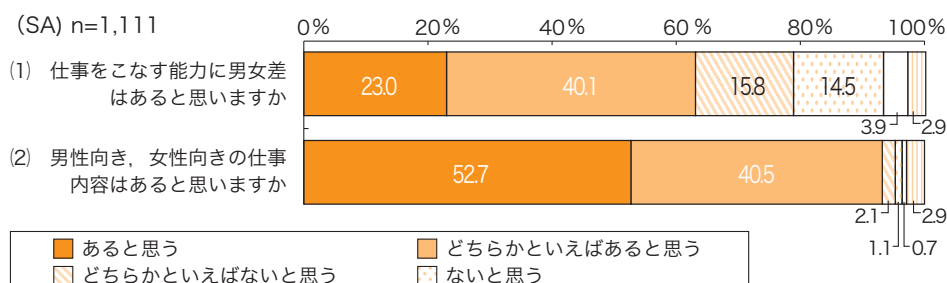
■父母の就労の状況



父母の就労状況の組み合わせ（家庭類型）の集計では、現状では「フルタイム×専業主婦（夫）」の家庭が32.9%と最も高いですが、希望する状況では「フルタイム×専業主婦（夫）」が減少し、「フルタイム×フルタイム」や「フルタイム×パートタイム」の共働き家庭が増加する傾向です。

●平成25年度 茨城町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

■仕事の能力・内容の男女差についての考え



回答者の6割以上は、仕事をこなす能力に男女差があると思い、9割以上は、男性向き、女性向きの仕事内容はあると思っています。

●出典：平成26年度 茨城県男女共同参画社会県民意識調査

重点課題3

女性の職業生活における活躍推進

	施 策	主な取り組み
1	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）※ ² の推進	男女共同参画に向けた取り組みを積極的に推進する企業の認定制度の発足 ライフイベント（妊娠・出産・育児・介護等）に対する企業の取組事例の公表
2	女性の継続した就業の支援	女性活躍推進※ ³ のためのワンストップ相談窓口の整備 職業能力開発講座や再就職、起業支援に関する情報提供の強化

重点課題4

女性のキャリア意識醸成

	施 策	主な取り組み
1	ポジティブ・アクション※ ⁴ の促進	庁内や企業の方針決定や指導的立場への女性登用の促進 女性のキャリアアップのためのセミナーや講座等の開催
2	女性リーダー育成の促進	地域の女性団体における横断的なネットワークの構築 女性リーダー育成に関する国・県事業の情報提供

- ※2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）：一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を築くために必要な状態
- ※3 女性活躍推進：女性の活躍による地域経済の活性化や多様な地域課題の解決に期待が高まっている中、各職場における女性の登用促進やワーク・ライフ・バランスの推進、地域活動への女性の参画推進などにより女性が持てる力を存分に発揮できるようにするための環境整備が求められている。
- ※4 ポジティブ・アクション：（＝積極的改善措置）様々な分野における活動に参画する男女間の格差を解消するための、個々の企業等の自主的かつ積極的な取り組み

目標数値

◆男女共同参画推進協賛事業所数	100社（H26現状：数値なし）
◆審議会等における女性委員の占める割合	40%（H26現状：19.3%）
◆町商工会と連携した中小企業向けセミナーの開催	年4回（H26現状：年2回）
◆女性のキャリアアップセミナーの実施	年3回（H26現状：数値なし）

基本目標3

あらゆる場面における男女共同参画の促進

現状と課題

現在、少子高齢化が進行し、本格的な人口減少社会の到来が懸念される中、将来にわたり持続可能な社会を築くためには女性の力がより重要であり、その推進のためには、家庭生活や地域コミュニティ、防災・防犯活動、環境活動など、あらゆる場面において男女共同参画の考え方が基本となる基盤づくりが必要です。

そして、女性の労働力を促進させるためには、男性も女性も同様に家族としての責任を負い、家庭において子育てや介護をともに担っていくという意識を高めるとともに、仕事と生活の両立を促進するため、サービスの充実や情報提供などの他に、職場や地域のサポートを含めた、総合的な支援が求められています。

また、女性が家内就労者となる町の基幹産業である農業や商業などの場においても、昔ながらの習慣や慣行など固定的な意識が根強く残っていることから、家族間の平等な経営参画を促進させ、女性の労働環境の改善のための啓発活動が重要となっています。



施策の方向性

- ◆多様な就労形態に対応した保育サービスの充実を図るとともに、子育て家庭や子どもを地域全体で支える地域ぐるみの子育て支援を充実します。
- ◆男性の子育てや介護への積極的な参画の意識醸成を促進します。
- ◆農業や商業などの自営業に携わる女性の地位向上と労働環境改善のための啓発活動を推進します。
- ◆地域活動における男女共同参画を推進し、様々な活動に女性の視点を取り入れます。

関連データより

■家事・育児・介護等に携わる時間（平均時間）

ア 家事

（単位：分）

	平日	土曜日	日曜日	週全体
全体	113.52	122.42	123.56	119.83
男性	42.25	56.45	58.47	52.39
女性	175.54	180.02	180.43	178.66

ウ 介護

（単位：分）

	平日	土曜日	日曜日	週全体
全体	58.05	58.98	66.63	61.22
男性	30.00	35.16	56.75	40.63
女性	87.50	84.00	77.00	82.83

イ 育児

（単位：分）

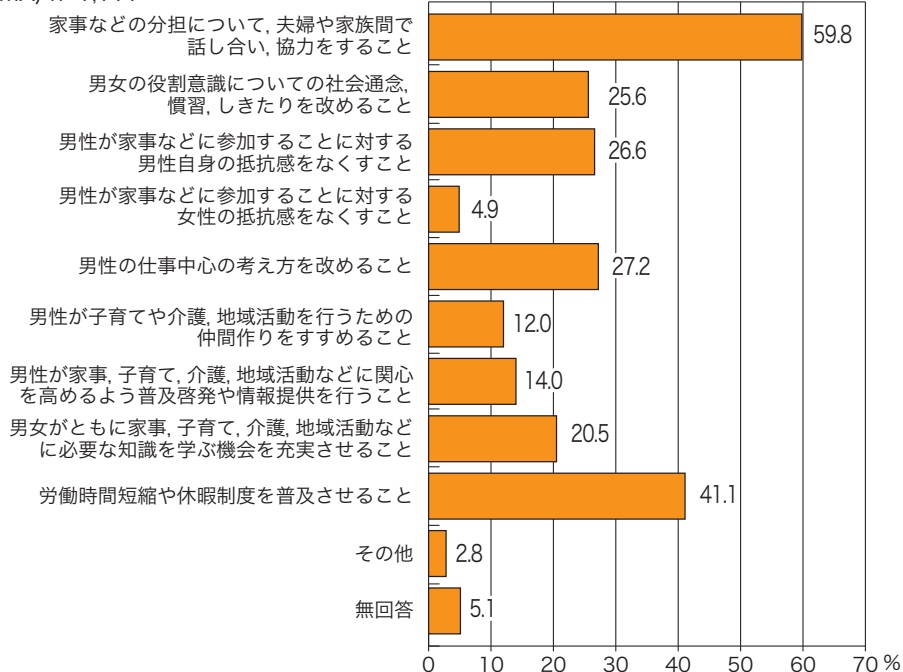
	平日	土曜日	日曜日	週全体
全体	170.47	234.23	250.04	218.25
男性	31.41	85.98	113.37	76.92
女性	287.84	359.36	365.39	337.53

家事・育児・介護等に携わる時間は総じて女性が男性を上回っています。

●出典：平成26年度 茨城県男女共同参画社会県民意識調査

■男性が家事、子育て等に参加するために必要なこと

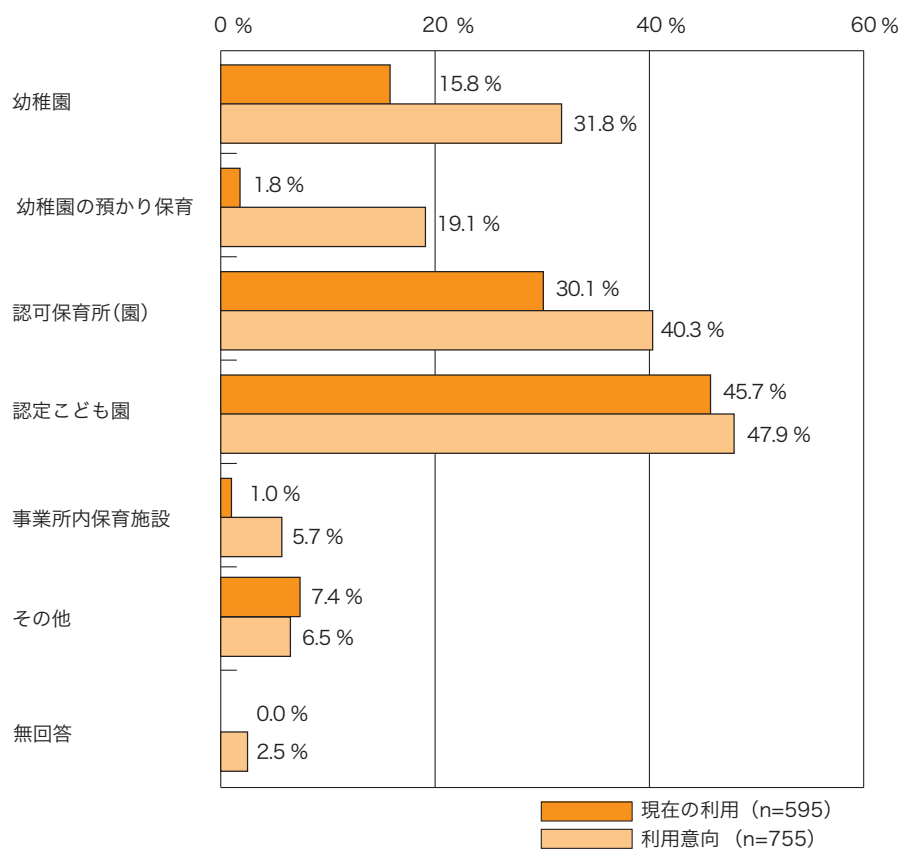
(MA) n=1,111



男性が家事、子育て等に参加するために必要なことについては、「家事などの分担について、夫婦や家族間で話し合い、協力すること」が約6割と、最多となっています。

●出典：平成26年度 茨城県男女共同参画社会県民意識調査

■教育・保育の利用状況と利用意向



現在利用している教育・保育の種類では、「認定こども園」の割合が45.7%と最も高く、次いで「認可保育所（園）」が30.1%、「幼稚園」が15.8%となっています。さらに、今後の利用意向では、「認定こども園」の割合が過半数を超え、「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」「認可保育所（園）」などの割合が現在に比べ増加しています。

●平成25年度 茨城町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

重点課題5

家庭・地域生活における男女共同参画の推進

	施 策	主な取り組み
1	多様な子育て支援サービスの提供	延長保育，病児一時保育，乳児保育，障がい児保育等の充実
		「子育てコンシェルジュ ^{※5} 」による相談体制の充実
		地域子育て支援拠点事業 ^{※6} の推進
		家庭教育学級及び子育て講座の開催
2	男性の家事や育児への参加促進	両親学級や育児支援事業への男性の参加促進
		新米パパのための子育て講座の実施
		男性のための各種講座の実施
3	女性の視点を活かした地域活動の推進	女性団体を包括した地域防災訓練の実施
		女性消防団員による防災マニュアルの作成
		地域における自治会活動，環境保全活動，青少年育成活動等様々な活動における女性の視点を活かした取り組み

※5 子育てコンシェルジュ：子育てに関する相談や子育て支援等の情報提供事業

※6 地域子育て支援拠点事業：子育ての孤立感，負担感の解消を図るため，全ての子育て家庭を地域で支える取り組み

重点課題6

労働の場における男女共同参画の推進

	施 策	主な取り組み
1	仕事と育児・介護の両立支援	男女ともに育児・介護休業 ^{※7} 等の取得拡大に向けた庁内や企業に対する制度活用促進
		家事や育児、介護を積極的に行う男性をモデルケースとして広報紙等に紹介
		介護予防、生活支援サービス事業の実施
2	農業や商業等に携わる女性の家内就労環境改善の促進	農業従事者における家族経営協定 ^{※8} づくりの推進
		女性農業士認定制度 ^{※9} の推進
		農林漁業、商業等に従事する家内労働者である女性の労働環境改善のための啓発活動

目標数値

◆家庭教育学級及び子育て講座の実施

各小学校年2回（H26現状：各小学校年1回）

◆子育てや介護に関する男性ボランティアの人数 15人（H26現状：数値なし）

◆女性団体を含めた地域防災訓練の実施回数 年1回（H26現状：数値なし）

- ※7 育児・介護休業：仕事と家庭の両立支援対策を充実させるため、平成3年5月に制定された「育児・介護休業法」で定められている休業。同法にはこの他にも労働者が退職せずに育児や介護を行うことができるよう、時間外労働の制限、勤務時間短縮制度等の措置について定められている。
- ※8 家族経営協定：家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、就業条件、収益配分等について、家族合意のもと、取り決めを文書で行うこと。
- ※9 女性農業士認定制度：農業経営と農家生活の向上に意欲的に取り組み、地域のリーダーとしての活動が期待される女性農業者を認定する県の制度

現状と課題

生涯を通じて心と身体の健康を保持し、生き生きと暮らしていくことは、男女共同参画社会を築く上で基礎となるものであり、すべての人の願いでもあります。しかし女性は妊娠や出産、更年期疾患など、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面する可能性があります。男女がお互いの健康について正しい知識を持ち、理解を深め、それぞれのライフステージにおける健康についての問題を上手に解決し、協力し合うことが大切です。

また、住みなれた地域で暮らし続けていくことを希望する高齢者や障がい者が、地域から孤立することなく安心して生活を続けるために、地域の一員として生きがいを持って生活できるよう、地域活動や生涯学習の機会を充実させるとともに、自立支援の取り組みも必要となります。

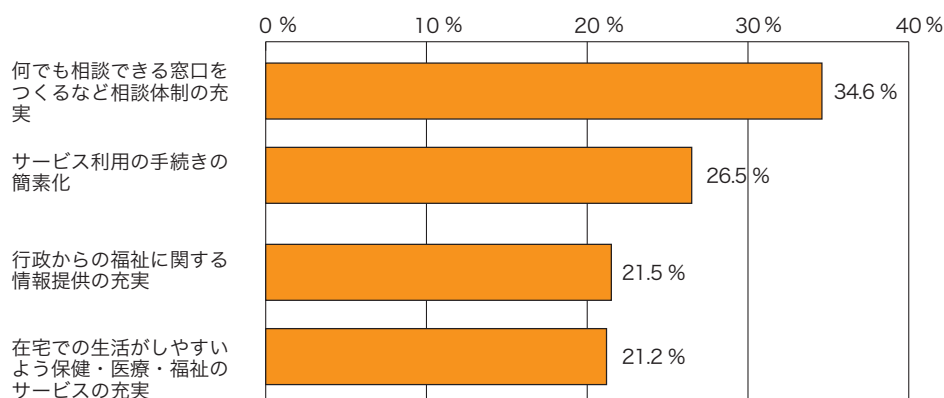
外国人は、言語や文化、価値観の違いにより、地域における孤立などの問題が生じやすく、その中でも外国人の女性は更に複合的な困難な状況に置かれる場面が多いことから、各種情報の提供の手法や相談窓口の周知などの支援を進めなければなりません。

施策の方向性

- ◆男女の身体的性差を踏まえた、生涯にわたる総合的な健康支援を行います。
- ◆年齢や障がいの有無にかかわらず、全ての人が健やかに暮らせる社会の実現を目指し、経済的自立に向けた各種制度の利用促進や意識の啓発を行います。
- ◆在住の外国人が安心して暮らせる多文化共生の環境づくりを推進します。

関連データより

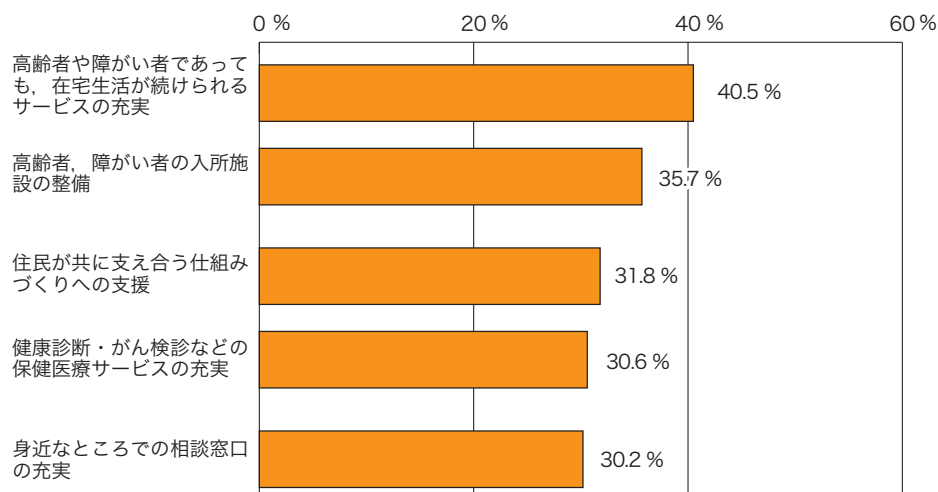
■障がいのある人にとっての住みよいまちづくりに必要なこと



相談体制の充実や手続きの簡素化、情報提供の充実、サービスの充実などが障がい者が住みよいまちづくりのために必要な取組として求められています。

●平成26年度 茨城町第2次障害者基本計画・茨城町第4期障害者福祉計画策定に係るアンケート調査

■今後町が優先して取り組むべき課題



在宅による生活を強く望んでおり、在宅生活が続けられるサービスの充実を求める回答の割合が多くなっています。

また、高齢者や障がい者、またはその介助者は内に引きこもってしまう場合が多く、相談窓口の充実や啓発も必要とされていることがうかがわれます。

●平成26年度 茨城町第2次障害者基本計画・茨城町第4期障害者福祉計画策定に係るアンケート調査

重点課題 7

誰もが生涯を通じて健康で安心して暮らせる環境の整備

	施 策	主な取り組み
1	性差を踏まえた健康支援と意識啓発の推進	男女それぞれのライフステージに適応した各種検診や教室等の実施
		男女の性差を考慮した疾病予防や健康に関する正しい知識の普及啓発事業の推進
2	生涯学習環境の整備と学習機会の確保	男女共同参画を見据えた社会教育の講座、教室の開催

重点課題 8

高齢者・障がい者等への生活支援の充実

	施 策	主な取り組み
1	高齢者が安心して暮らせる介護サービスと介護予防、地域ケアの充実	一人暮らしや認知症の高齢者への訪問事業の推進
		高齢者への就職支援及び地域活動への参加促進
2	障がい者が自立して暮らすことのできる支援体制の整備	障がい者本人や保護者等からの相談体制の強化と情報の提供
		障がい者支援事業の推進
3	多文化共生の環境づくり	町ホームページや各課からの生活関連情報について多言語ややさしい日本語での情報発信
		国際交流機会の推進及び外国人相談窓口の充実

目標数値

◆妊娠、出産期の相談窓口の認知度 100%（H26現状：数値なし）

◆町における女性のがん検診（子宮頸がん、乳がん）受診率
30%（H26現状：14.2%）

※勤務先や病院での受診者を除く

◆障がい者相談支援事業委託事業所※10 数 2事業所（H26現状：1事業所）

◆外国人のための多言語やさしい日本語による情報発信
全課で実施（H26現状：1課）



※10 障がい者相談支援事業委託事業所：地域に暮らす障がいのある方の福祉に関する様々な問題について、本人、保護者、介護を行う方等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行う町からの委託事業者

4 計画の推進体制

当計画を基本とした施策を行い、地域に男女共同参画社会を浸透させるため、国や県との連携はもちろん、住民、地元事業所、各団体への情報発信に努め、相互協力のもとに多分野にわたる取り組みを総合的かつ効果的に推進します。

(1) 行政における推進体制の充実

計画の効率的な推進を図るため、関係部署に「男女共同参画庁内連絡調整員」を配置し、横断的で多分野にわたる施策の推進を行います。

また、行政の取り組みが地域における参考事例となるよう、積極的な姿勢が求められていることから、庁内における職員の意識の醸成や就労環境の改善について、より一層の推進を目指します。

(2) 計画の進行管理

男女共同参画に関する施策を効果的に推進するため、町における現状や問題点を把握し、この計画の進行管理を行います。

○数値目標の設定による取組の強化

基本目標ごとに数値目標を設定し、早期達成を目指します。

○計画の継続的な進行管理と見直し

毎年度の進捗状況を「事業進行管理表」により調査し、検証します。

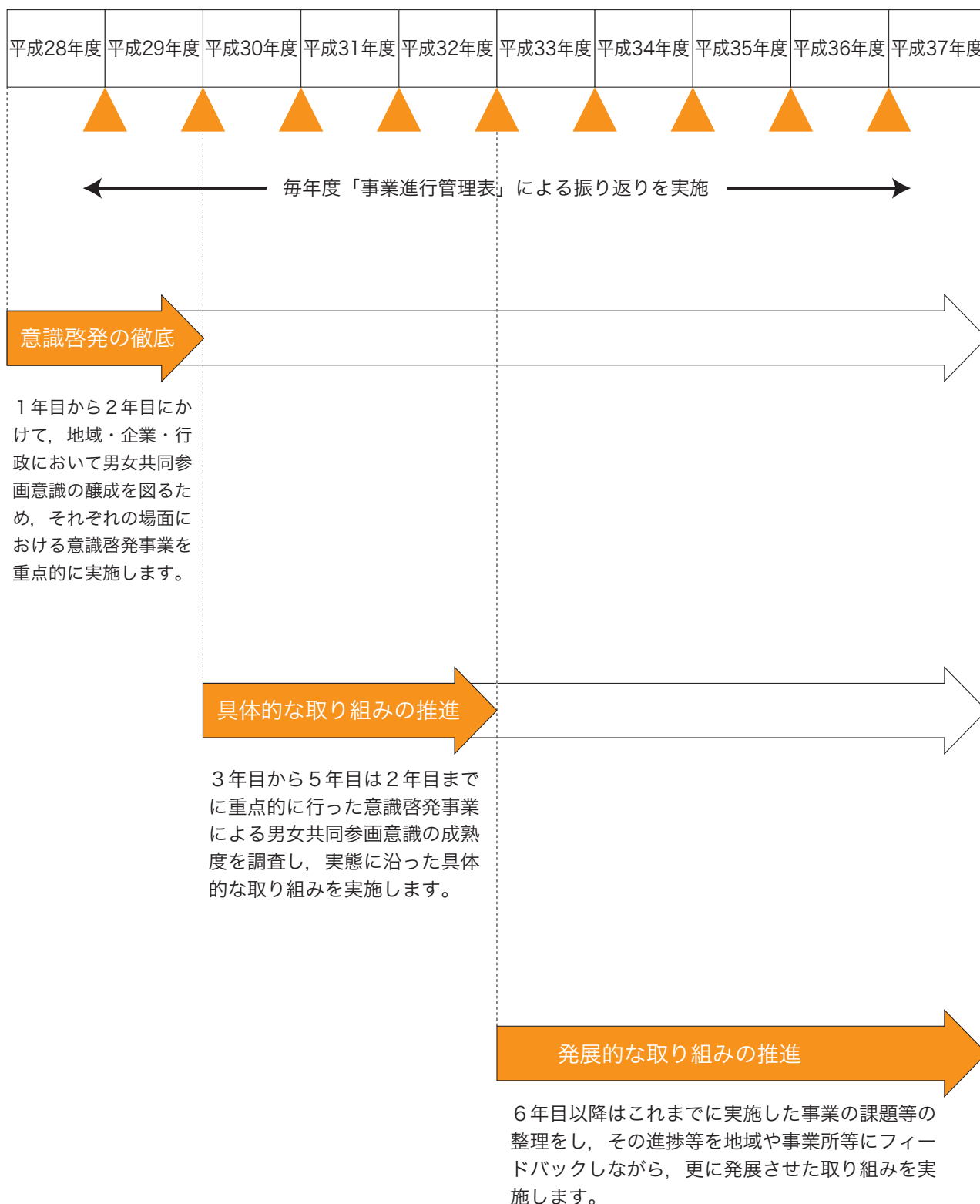
その結果を基に、必要に応じて計画の見直しを行います。

(3) 事業所や地域との連携の強化

男女共同参画社会を形成するためには、行政のみではなく住民や事業所（企業）それぞれが主体となり、推進に向けた取り組みを実施する必要があります。

そして、様々な場面における多様な課題を解決するために、行政と企業、民間団体等の連携を強化し、協働による事業を積極的に実施します。

(4) 計画の年次進行スケジュール



◆男女共同参画社会のイメージ図◆

職場に活気

- 女性の政策・方針決定過程への参画が進み、多様な人材が活躍することによって、経済活動の創造性が増し、生産性が向上
- 働き方の多様化が進み、男女がともに働きやすい職場環境が確保されることによって、個人が能力を最大限に発揮

家庭生活の充実

- 家庭を構成する個人がお互いに尊重し合い協力し合うことによって、家族のパートナーシップの強化
- 仕事と家庭の両立支援環境が整い、男性の家庭への参画も進むことによって、男女がともに子育てや教育に参加

地域力の向上

- 男女がともに主体的に地域活動やボランティア等に参画することによって、地域コミュニティが強化
- 地域の活性化、暮らし改善、子どもたちが伸びやかに育つ環境が実現



ひとりひとりの豊かな人生

仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女がともに夢や希望を実現

●出典：内閣府男女共同参画局

参 考 資 料

●茨城町男女共同参画推進計画審議会設置条例

平成27年3月31日

条例第3号

(設置)

第1条 男女共同参画社会の形成に関する総合的かつ計画的な推進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、茨城町男女共同参画推進計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、茨城町男女共同参画推進計画の策定又は変更に関し、必要な調査及び審議をする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 男女共同参画に関する識見を有する者
- (2) 団体代表
- (3) 公募による者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る事案の審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を1人置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は意見を記載した文書の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務企画部まちづくり推進課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(茨城町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 茨城町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年茨城町条例第61号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

●男女共同参画推進計画審議会委員名簿

(敬称略・順不同)

	氏 名	所 属 等	その他
学識経験者	水 嶋 陽 子	常磐大学人間科学部准教授	副会長
団体代表	永 井 えみ子	茨城町更生保護女性会会長	
	松 浦 孝 之	茨城町民生委員児童委員協議会会長	
	安 島 せつ子	茨城町生活改善クラブ会長	
	伊 藤 広 子	茨城町女性会連絡協議会会長	
	照 沼 一 美	茨城町社会教育委員長	
	矢 口 愛 美	茨城町女性ネットワーク委員長	
	山 口 恒 巳	茨城町青少年相談員連絡協議会会長	
	大 嶺 貴 子	茨城町女性消防団部長	
	山 口 成 子	J A 水戸茨城支部女性部長	会 長
	河 野 昭 夫	茨城町ボランティアの会会長	
	松 野 聖 史	茨城町商工会青年部長	
公募委員	石 井 光 一		
	大 信 淳 子		
	亀 山 明 美		

●男女共同参画社会基本法

平成十一年法律第七十八号
改正平成十一年法律第六十号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び

実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形

成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。
(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年一月二二日法律第一六〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (DV防止法)

平成十三年法律第三十一号

改正 平成二十六年法律第二十八号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及

び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。

第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十一年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適

切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

- 第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。
- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加え

られることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身邊につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いだと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監

又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの

暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、 第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号 まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成十六年法律第六十四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成十九年法律第百十三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十五年法律第七十二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二十六年法律第二十八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

●女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成二十七年法律第六十四号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動につ

いて家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これ

を公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に

従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
 - 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
 - 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
 - 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
 - 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
 - 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。
- 第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。
- （一般事業主に対する国の援助）
- 第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるよ

うにするため、関係機関により構成される 協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者第三十二条次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
 - 一 第十条第二項の規定に違反した者
 - 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六

章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（社会保険労務士法の一部改正）

第五条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。別表第一第二十号の二十五の次に次の一号を加える。二十の二十六女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第号）

（内閣府設置法の一部改正）

第六条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。附則第二条第二項の表に次のように加える。

平成三十八年三月三十一日 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第号）第五条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。

理由

女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって豊かで活力ある社会を実現するため、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

●茨城県男女共同参画推進条例

平成13年3月28日

人はすべて法の下において平等であり、これまで男女平等の実現に向けた様々な取組が行われてきたが、今なお、十分に実現されるに至っていない。

今後、少子高齢化の進展や経済活動の成熟化、情報通信技術の高度化など社会経済情勢の急速な変化に的確に対応し、県民ひとりひとりがものの豊かさと心の豊かさをあわせ持つ新しい豊かさを実感することができる茨城を目指すためには、男女が、社会のあらゆる分野において、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、それぞれの個性と能力を十分に生かし、共に責任を担うことができる男女共同参画社会を早急に実現することが重要である。

ここに、男女共同参画社会を実現することを目指して、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにし、県、県民、事業者等が連携し、一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進についての基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

- 第3条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。
- 2 男女共同参画は、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動に対して及ぼす影響にできる限り配慮し、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができることを旨として、推進されなければならない。
 - 3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。
 - 4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。
 - 5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していること及び地域における国際化の進展にかんがみ、男女共同参画は、国際的協調の下に推進されなければならない。

(県の責務)

- 第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、あらゆる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念を尊重するものとする。
 - 3 県は、男女共同参画の推進に関する施策について、県民、事業者、市町村及び国と相互に連携して取り組むように努めるものとする。

(県民の責務)

- 第5条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。
- 2 県民は、基本理念にのっとり、県が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、雇用等の分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動を両立できるように就労環境の整備に努めなければならない。
 - 3 事業者は、基本理念にのっとり、県が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

(男女共同参画推進月間)

- 第7条 男女共同参画の推進について、県民及び事業者の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設ける。
- 2 男女共同参画推進月間は、毎年11月とする。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

- 第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、議会の承認を経て、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
 - 3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民及び事業者の意見を反映することができるよう、必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、茨城県男女共同参画審議会の意見を聴くほか、市町村の意見を求めなければならない。

5 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

6 第1項及び前3項の規定は、基本計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

（広報活動）

第9条 県は、男女共同参画に関する県民及び事業者の関心と理解を深めるために必要な広報活動を行うものとする。

（調査研究等）

第10条 県は、男女共同参画を推進するため、男女共同参画に関する情報の収集、分析及び調査研究を行うものとする。

（男女共同参画の推進に関する教育等）

第11条 県は、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

（市町村に対する支援等）

第12条 県は、市町村が行う男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、市町村に対し、協力を求めることができる。

（県民等に対する支援）

第13条 県は、県民又は民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（苦情等の申出及び申出の処理体制の整備）

第14条 県民及び事業者は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項についての苦情その他の意見を知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出を適切かつ迅速に処理するために必要な体制を整備するものとする。

（推進体制の整備）

第15条 県は、男女共同参画の推進を図るために必要な推進体制の整備に努めるものとする。

（付属機関等における積極的改善措置）

第16条 県は、付属機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく付属機関をいう。）その他これに準ずるものにおける委員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずるように努めるものとする。

（男女共同参画の状況についての報告等）

第17条 知事は、男女共同参画の推進に必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

2 知事は、前項の規定により把握した男女共同参画の状況を取りまとめ、公表することができる。

3 知事は、第1項の規定による報告に基づき、事業者に対し、情報の提供その他の必要な措置を講ずることができる。

（男女共同参画の状況等の公表）

第18条 知事は、毎年、男女共同参画の推進に資するため、男女共同参画の状況、県が講じた男女共同参画の推進に関する施策等について公表しなければならない。

第3章 性別による権利侵害の禁止

第19条 何人も、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。）を行ってはならない。

2 何人も、配偶者等に対し、身体的又は精神的な苦痛を与えるような暴力的行為を行ってはならない。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

（茨城県行政組織条例の一部改正）

2 茨城県行政組織条例（昭和38年茨城県条例第45号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

第2次茨城町男女共同参画推進計画

編集・発行

茨城町総務企画部まちづくり推進課

〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地

電話 029-292-1111（代表）